

○申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

| | |
|-------------|---|
| 部 課 室 等 名 | 市民文化部 市民協働課 |
| 許 認 可 等 名 | 徳島市勝占東部コミュニティセンターの施設及び附属施設の利用承諾 |
| 根 拠 法 令 | 徳島市地区コミュニティセンター条例 |
| 根 拠 条 項 | 第6条第1項 |
| 連 絡 先 | 勝占東部コミュニティ協議会 (電話 663-1964) |
| 審 査 基 準 | <p>徳島市地区コミュニティセンター条例 (利用の承諾)</p> <p>第6条 センターの施設及び附属設備(以下「施設等」という。)を利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の承諾を受けなければならない。</p> <p>2 指定管理者は、前項の承諾に当たって、センターの管理上必要な条件を付することができる。</p> <p>(利用の承諾の制限)</p> <p>第7条 指定管理者は、次のいずれかに該当するときは、利用の承諾をしない。</p> <p>(1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められるとき。</p> <p>(2) センターの施設等を損傷するおそれがあると認められるとき。</p> <p>(3) その他公益上又は管理上適当でないとき。</p> |
| | 参 考 事 項 |
| | 設 定 等 年 月 日 |
| 標 準 処 理 期 間 | <p>標準処理期間 総日数 即 日 ~ 5 日 (休日を除く)</p> <p>(設定しないものについてはその理由)</p> |
| | 設 定 等 年 月 日 |